

議案第73号

日野町特別医療費助成条例の一部改正について

日野町特別医療費助成条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年12月5日提出

日野町長 埴田 淳 一

日野町特別医療費助成条例の一部改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

- ①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、関連する条文を改正する。
- ②デジタル庁が運営する Public Medical Hub (以下「PMH」という。) および社会保険診療報酬支払基金が設置し、運営するオンライン資格確認等システムおよび医療保険者等向け中間サーバー等を利用した PMH (医療費助成) 事業の実施に伴い、受給券の交付を受けた助成対象者が保険医療機関等を受診し、特別医療費の助成を受けようとする際の受給券提示の取扱いについて整理を行う。

2 改正内容

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(令和4年法律104号)の一部改正に伴い、当該条文を引用する関係条例に条ずれが生じるため、所要の改正を行う。
第3条中「第5条第24項」を「第5条第25項」に改める。
- ②医療費受給者が医療費機関等に提示する受給資格証について、受給資格者証に代えて個人番号カードの提示によることができるとする規定を追加する。

3 附則

施行期日 公布の日から施行する。

日野町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

日野町特別医療費助成条例（昭和48年条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第3条 略 2 前項の規定による助成の額は、次のとおりとする。 (1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第25項に規定する自立支援医療（以下「自立支援医療」という。）の対象となることとが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者（以下「自立支援医療未申請者」という。）を除く。）にあつては、医療費の全額 ア及びイ 略 (2)～(4) 略 (助成の方法) 第5条 略 2 略 3 前項の請求によることができない場合において、被保険者等が医療費を支払ったときにおける当該支払った医療費の助成は、前2項の規定にかかわらず、被保険者等に支払うことによつて行う。 (受給資格証の提示)	第3条 略 2 前項の規定による助成の額は、次のとおりとする。 (1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第24項に規定する自立支援医療（以下「自立支援医療」という。）の対象となることとが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者（以下「自立支援医療未申請者」という。）を除く。）にあつては、医療費の全額 ア及びイ 略 (2)～(4) 略 (助成の方法) 第5条 略 2 略 3 鳥取県外の医療機関等において療養又は医療を受けた場合その他の場合において、被保険者等が医療費を支払ったときにおける当該支払った医療費の助成は、前2項の規定にかかわらず、被保険者等に支払うことによつて行う。 (受給資格証の提示)

(

第8条 医療費受給者は、療養又は医療を受けようとするときは、当該療養又は医療を受ける医療機関等に受給資格証を提示しなければならぬ。ただし、受給資格証の交付を受けた医療受給者が受給資格証に代えて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード及びオンライン資格確認端末を用いて、医療機関等が資格情報を取得及び閲覧することができるときは、この限りでない。

(

第8条 医療費受給者は、療養又は医療を受けようとするときは、当該療養又は医療を受ける医療機関等に受給資格証を提示しなければならぬ。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。